

# 津山市建築物設計指針 チェックリスト

(津山市建築設計指針検討報告書 改訂版)



業 務 名 : ○○○○ 設計業務委託

受 託 者 名 : (株)○○○○設計事務所  
担当 : ○○○○

## □ 目次 □

### I. 基本計画・基本設計時のチェックリスト

- 1 設計理念
- 2 環境調査
- 3 法令、条例チェック
- 4 一般共通事項

### II. 実施設計時のチェックリスト

#### A. 建築

- 1 一般共通事項
- 2 仮設工事
- 3 土工事・地業工事
- 4 鉄筋工事・コンクリート工事・型枠工事
- 5 鉄骨工事
- 6 防水工事
- 7 石工事・タイル工事・組積工事
- 8 木工事
- 9 屋根工事・樋工事
- 10 金属工事
- 11 左官工事
- 12 建具工事・ガラス工事
- 13 塗装工事・吹付工事
- 14 内装工事
- 15 家具工事・サイン工事・雑工事
- 16 外構工事・舗装工事・植栽工事
- 17 解体工事
- 18 ユニバーサルデザイン関連工事

#### E. 電気設備工事

- 1 電灯設備工事・コンセント設備工事・弱電設備工事
- 2 幹線設備工事・動力設備工事、受変電設備工事

#### M. 機械設備工事

- 1 空調設備工事・換気設備工事
- 2 給排水衛生設備工事・ガス設備工事
- 3 合併浄化槽設備工事

#### チェックリスト判定

○ 適合できたもの、図面に記載したもの

△ 一部適合できなかったもの

× 適合できなかったもの

－ 項目が該当しないもの

※適合できていないものは具体的理由を記入すること



No.	チェック内容	判定	適合でない場合の具体的理由 (または特記事項)
<b>3</b>	<b>法令、条例チェック</b>		
(1)	建築基準法に適合させること。		
(2)	消防法に適合させること。		
(3)	都市計画法に適合させること。		
(4)	宅地造成規制法に適合させること。		
(5)	河川法に適合させること。		
(6)	その他計画する施設に関連する各種法令に適合させること。		
(7)	省エネ法に適合させること。		
(8)	津山市人にやさしいまちづくり条例に適合させること。		
(9)	津山市景観整備基本計画に適合させること。		
<b>4</b>	<b>一般共通事項</b>		
(1)	建築物のライフサイクルコストを考えた計画とすること。		
(2)	敷地周囲の景観に配慮した意匠計画とすること。		
(3)	歩車道分離の導線を計画とすること。		
(4)	省エネに配慮した計画とし、省エネ機器や材料の選定及び自然エネルギー（新エネルギー）の採用を検討すること。		
(5)	中廊下はトップライト等を設け、照明に頼らない採光を確保し、省エネに配慮した計画とすること。		
(6)	採光・通風・眺望を確保し快適な施設を計画とすること。		
(7)	メンテナンスコストを考慮した設計とし、メンテナンス時の点検口や通路等を盛り込んだ計画とすること。		
(8)	汎用性の高い材料を選定し、将来改修時に対応しやすい計画とすること。やむを得ず、特殊な材料を用いる場合は改修時に備えた予備材料を図面に明示すること。		
(9)	耐久性・耐候性の高い材料を選定すること。		
(10)	使用材料を厳選し、少数統一化を図ること。		

No.	チェック内容	判定	適合でない場合の具体的理由 (または特記事項)
<b>Ⅱ. 実施設計時のチェックリスト</b>			
<b>A. 建築</b>			
<b>1 一般共通事項</b>			
(1)	国交省営繕部監修の標準仕様書は最新版を記入すること。		
(2)	津山市建築工事施工管理業務報告要領を特記仕様書に記入すること。		
(3)	施工者を特定する工法は原則選定しないこと。(特許工法等)		
(4)	製造所、製品名は特記仕様書に記入すること。(同等品表記)		
(5)	石膏ボード等は仕上表にJ I S記号を併記すること。		
(6)	不燃材料・認定品等は仕上表に種別・認定番号を併記すること。		
(7)	工事区分表で各工種間の接続部の区分を明示すること。		
(8)	外壁は耐汚染性を考慮した形状・納まり、材料を選定すること。		
(9)	外壁に雨垂れを生じにくい納まりを講ずること。		
(10)	外部に木材を使用する場合は、雨ががり部での使用を原則避けること。		
(11)	建物の出入口となる部分には原則庇を設けること。		
(12)	地下ピットを設ける場合、通風を確保し、結露対策及び床上への湿気の侵入に十分に留意をすること。また大規模なピットを計画する場合、通風確保のため、機械換気設備を設けること。		
(13)	地下ピットを設ける場合は、地下水の有無を調査し、ピット内に水が侵入しないような措置を講ずること。		
(14)	高湿度室は吸湿、結露対策を施すこと。		
(15)	小屋裏には換気口を設け、通風を確保すること。		
(16)	床面積300㎡以上の新築工事で、主要な居室は完成時にVOC測定を行うことし、検査費用を設計書に計上すること。ただし仕上材料が同一の室は一つに省略できることとする。改修工事の場合の対象室は適宜判断する。		
(17)	マイラベース、竣工図、竣工調書などの完成書類作成費を設計書に計上すること。		
(18)	完成写真(写真家撮影)を作成する場合は作成費を設計書に計上すること。		
<b>2 仮設工事</b>			
(1)	3階建て以上の外部足場は手すり先行足場とすること。		
(2)	外部足場には養生シートを設けること。		
(3)	指定仮設がある場合は仮設配置図で図示をすること。		
(4)	工事用水、電力の供給方法を特記仕様書に明示すること。		
(5)	敷地の高さ基準点(BM)を図示すること。		
(6)	解体工事は解体期間中の交通誘導員を設計書に計上すること。		

No.	チェック内容	判定	適合でない場合の具体的理由 (または特記事項)
<b>3</b>	<b>土工事・地業工事</b>		
(1)	根切り深さが1.5mを超える場合及び隣地境界線が近くにある場合は山留め壁を設置すること。		
(2)	敷地境界線が近い位置での基礎工法は、隣地への影響を考慮した工法を選定すること。		
(3)	砕石地業に使用する砕石は再生砕石とする。		
(4)	埋戻しの深さが3mを超える場合、埋戻し土の改良を検討すること。		
(5)	屋内範囲となる土間スラブの下部には防湿シートを設けること。		
(6)	居室の床下（スラブ下）には断熱材を設けること。		
(7)	スラブ下の断熱材はポリスチレンフォーム3種b、t=25を標準とする。ただし寒冷地の断熱は個別に検討すること。		
(8)	スラブ下断熱材は基礎、地中梁部分もGL-400まで設けること。		
(9)	地盤改良材を用いる場合、六価クロム試験を行うこと。		
(10)	大規模建築物の基礎を独立基礎とする場合は、地耐力確認のため、載荷試験を行うこと。		
(11)	地盤耐力を確認するため載荷試験を行う場合は、試験を行う箇所を図面に明記すること。		
(12)	ボーリング資料がある場合、図面に柱状図を添付すること。		
<b>4</b>	<b>鉄筋工事・コンクリート工事・型枠工事</b>		
(1)	D19以上の鉄筋継手はガス圧接継手を標準とする。		
(2)	ガス圧接継手の試験は超音波探傷試験とする。		
(3)	ラップルコンクリートは原則高炉セメントB種とする。		
(4)	コンクリートは設計基準強度及び強度補正値を仕様書に明示すること。また強度補正が必要な期間を仕様書に明示すること。		
(5)	コンクリート打ち放し仕上げとする場合、型枠割・セパ割を設計時にも検討すること。		
(6)	コンクリート打ち放し仕上げとする場合のセパはB型とし、コーン処理とすること。		
(7)	コンクリート断面に対し鉄筋量が多い場合、かぶり寸法が確保できるかどうか検討すること。またかぶり厚さが異なる箇所を増し打ちが必要な部分は図面に明示しておくこと。		
(8)	コンクリート打継ぎ箇所を図面に明示すること。		
(9)	コンクリート打ち放し仕上げとする場合、増打ち寸法は外壁側は20mm、内壁側は15mm以上とする。		
(10)	バラベットの立ち上りコンクリートは、t=150以上とし、ダブル配筋とする。		
(11)	地下及び水槽の打ち継ぎ部には止水板を設置すること。		
(12)	コンクリート水槽は防水水張り試験を行うこと。		

No.	チェック内容	判定	適合でない場合の具体的理由 (または特記事項)
<b>5</b>	<b>鉄骨工事</b>		
(1)	建物の規模に応じ認定工場の要否を判断し、図面に認定工場の指定の有無及びグレードを明記すること。		
(2)	部材の搬入経路を検討し、敷地に搬入可能なサイズに分割した計画とすること。		
(3)	高力ボルトはトルシア形高力ボルト(S10T)を標準とする。		
(4)	錆止め塗料は鉛・クロムフリー錆止めペイント(JIS K 5674)を標準とする。ただし亜鉛メッキ面は除く。		
(5)	超音波探傷試験の有無を図面に明記し、試験を行う場合は、設計書に試験費を計上すること。		
(6)	柱のアンカーボルトはWナット締めとすること。		
(7)	鉄骨溶接部にスカラップを設ける場合は改良型スカラップとし、スカラップ形状を図面に明示すること。またノンスカラップ工法とする場合は、溶接方法及び加工方法を図面に明示すること。		
(8)	腐食のおそれが大きい箇所、鉄塔等に使用する鉄骨は亜鉛メッキどぶ漬けとすること。		
(9)	鉄骨造の屋根裏部分の鉄部は結露対策を講ずること。		
(10)	スラブ用のデッキプレートはめっき品を標準とする。		
(11)	外壁等で外部に面する部分は熱橋対策を講ずること。		
(12)	雨がかりとなる箇所の鉄骨柱脚部は腐食防止措置をすること。その場合の工法はFRP防水塗り幅木を標準とする。		
(13)	アンカーボルトが露出する場合はボルトキャップを設けること。		
<b>6</b>	<b>防水工事</b>		
(1)	陸屋根の防水はシート防水、アスファルト防水を標準とする。		
(2)	直下に室のある部分で屋上の突起物等を除き、屋根防水は塗膜防水としないこと。		
(3)	広戸風が吹く地域でシート防水を使用する場合、耐風圧計算を行い、ディスクアンカーの割付を行うこと。		
(4)	FRP防水を大面積で使用する場合、周囲への臭いの影響を検討すること。		
(5)	地中に埋まる部分の室及び地下ピットの躯体の外側には防水処理を講ずること。		
(6)	アスファルト防水の押えコンクリートは16㎡以内ごとに伸縮目地を設けること。		
(7)	パラペット天端は笠木を設けるか防水を施すこととし、モルタル塗り仕上げとしないこと。		
(8)	コンクリート庇の天端は防水(防水モルタルは不可)を施すこと。		
(9)	見上げ部をコーキングのみで防水するような納まりとしないこと。		
(10)	防水の保証期間を図面に明示すること。		

No.	チェック内容	判定	適合でない場合の具体的理由 (または特記事項)
<b>7</b>	<b>石工事・タイル工事・組積工事</b>		
(1)	外部に使用するタイルは耐凍害性のタイルを使用すること。		
(2)	外部の床タイルは磁器タイルを使用すること。		
(3)	外部及び水廻りに使用する床タイルはノンスリップタイルを使用すること。		
(4)	スロープに使用する床タイルはノンスリップタイルを使用すること。		
(5)	外壁タイルは10㎡以内毎及び各階のコンクリート打継部に伸縮調整目地を設けること。		
(6)	内装タイルの目地材は防カビタイプを使用すること。		
(7)	床に石を使用する場合は本磨き仕上げにしないこと。		
(8)	外部に石を使用する場合、吸水性の高い石種を使用しないこと。		
(9)	不特定多数の人が利用する男子便所の小便器下部には、汚垂れ石を設けるか、清掃の容易な材料を選定すること。		
<b>8</b>	<b>木工事</b>		
(1)	幅広の部材には集成材を使用すること。		
(2)	GLから1mまでの木材は防腐処理を行うこと。		
(3)	コンクリート面に接する木部は防腐処理を行うこと。		
(4)	可能な限り地元で調達可能な材種を使用し、特記仕様書に県産材（または美作地域産材）の指定を明示すること。		
(5)	雨がかりとなる部分は原則木質仕上げとしないこと。外部に木質材料を使用する場合は必ず庇を設けること。		
(6)	外壁を板張りとする場合、板厚は15mm以上とすること。		
(7)	外部の木堅枠等は腐食防止として床面から10mm以上離すこと。		
(8)	直接手に触れる部分の木材の表面仕上げはA種を標準とする。その他見え掛り部の表面仕上げはB種を標準とする。		
<b>9</b>	<b>屋根工事・樋工事</b>		
(1)	金属葺き屋根の材料はカラーガルバニウム鋼板葺きを標準とする。		
(2)	金属縦葺き屋根の工法は立平葺きを標準とする。		
(3)	金属横葺き屋根は2/10以上の勾配とすること。		
(4)	2/10以上の勾配屋根には原則雪止めを設けること。ただし、雪の多い地域は個別に検討すること。		
(5)	瓦の産地は石州瓦を標準とする。		
(6)	和瓦は防災瓦を標準とする。		
(7)	瓦の止め付けは全数SUS釘打ちとし、特記に明記すること。		
(8)	鬼瓦は海津鬼を標準とする。		
(9)	谷樋はSUS板を標準とし、銅板は使用しないこと。		
(10)	陸屋根にはオーバーフロー用のドレンを設けること。		



No.	チェック内容	判定	適合でない場合の具体的理由 (または特記事項)
(11)	内樋は原則設置しないこと。(意匠性を優先した内樋は禁止とする。)		
(12)	折板屋根の裏面にはペフを設けること。ただし、屋外軒裏が表しとなる部分にはペフを設けないこと。		
(13)	折板屋根はハゼタイプまたは嵌合タイプとし、ボルトタイプは使用しないこと。やむを得ずボルトタイプとする場合は、ボルトキャップを取り付けること。		
(14)	折板屋根とする場合、軒樋の内部を掃除できるような納まりとすること。		
(15)	樹脂性の軒樋は鉄芯入りのものを使用すること。		
(16)	塩ビ製縦樋はカラー品を使用し、原則現場塗装としないこと。		
(17)	樋受け金物はSUSを標準とする。		
(18)	建物周囲に落葉樹がある場所は、軒樋に落ち葉よけを設けること。		
(19)	屋内に縦樋を設ける場合は結露対策を講ずること。		
(20)	屋根の形状・仕上げは光反射による光公害に留意した計画とすること。		
<b>10 金属工事</b>			
(1)	高所に取り付けるタラップには転落防止用のリングを設けること。また材質はSUSまたは亜鉛メッキ塗りとする。		
(2)	軽量鉄骨天井地下で天井のふところが1.5m以上ある場合は振れ止め補強を設けること。		
(3)	各室には1か所以上の天井点検口を設けること。		
(4)	天井点検口は、天井材に目地がある(化粧PB・底目等)場合は額縁タイプを、目地のない(岩綿吸音板・クロス貼等)場合は目地タイプを使用すること。		
(5)	天井裏には換気口を設けること。		
(6)	床下にふところがある箇所には床下点検口を設けること。		
(8)	水がかりとなる箇所に使用するビス・釘は原則SUS製とする。		
(9)	水がかり部の金属部材は原則SUS製またはアルミ製とする。鉄を使用する場合は亜鉛メッキ塗りを標準とする。		
(10)	沓摺は1.5mm以上のSUS製とし、モルタルを充填すること。		
(11)	打込み式のルーフトレンはSUS製を標準とする。		
(12)	転落防止用の手摺は縦棧またはパネルを取り付けること。また手摺子の間隔は内法100mm以下とすること。		
(13)	転落のおそれがある窓には転落防止用の手摺を設けること。		
(14)	アルミ笠木は頂部に水返しがある形状のものを使用すること。		
(15)	大規模建物の主要な出入り口には原則くつ拭きマットを設けること。		

No.	チェック内容	判定	適合でない場合の具体的理由 (または特記事項)
<b>11</b>	<b>左官工事</b>		
(1)	コンクリート直貼り仕上げとする場合、セメント系セルフレベルリング下地を標準とする。		
(2)	モルタル塗り床は概ね9㎡以内毎に目地を設けること。		
(3)	外壁モルタルは概ね1.8m以内毎に目地を設けること。		
(4)	雨がかり部分の床モルタルは刷毛引き仕上げとする。		
(5)	軒裏はモルタル塗りとしないこと。		
(6)	外壁改修の場合、既存劣化部の改修処理方法を図示すること。		
<b>12</b>	<b>建具工事・ガラス工事</b>		
(1)	建具表に防火設備の有無及び種別を図示すること。		
(2)	アルミ建具は性能等級を図示すること。		
(3)	アルミ掃出し窓の下枠レールはSUS製とし、厚さは2mm以上とする。		
(4)	網戸はSUSメッシュを標準とする。		
(5)	屋外に面する鋼製建具は焼付塗装を標準とする。		
(6)	屋外に面する建具は木製としないこと。		
(7)	屋外に面した窓で破損のあそれがある箇所は強化ガラスまたは飛散防止フィルム等によりガラスの破損対策を講ずること。		
(8)	排煙窓を外倒しとする場合は軒または庇を設けること。		
(9)	子どもが利用する施設の建具は指詰め防止の対策を講ずること。		
(10)	掃出し窓、はめ殺し窓で衝突の恐れがある箇所には衝突防止表示を設けること。		
(11)	ガラス押えは原則シーリングとする。		
(12)	FL+1800mm以上の高さに取り付ける開口部はオペレータを設けること。		
(13)	鋼製シャッターの仕上げは焼付塗装とすること。		
(14)	重量の大きい建具はピボットヒンジとする。		
(15)	ドアチェックのストップの有無を図示すること。		
(16)	木製建具のヒンジは3点以上で支持すること。		
(17)	木製建具はそり防止の措置を講ずること。		
(18)	フラッシュ木製建具の小口には挽き板を設けること。		
(19)	和障子の障子紙はワーロン紙を標準とする。		
(20)	マスターキーの有無について図示すること。		
(21)	開き戸の取手はレバーハンドルを標準とする。		
(22)	トイレブースを破損の恐れがある場所で使用する場合、パーティクルボード芯タイプとする。		
(23)	トイレブースの足金物は床仕上げが湿式の場合は脚タイプ、乾式の場合は幅木タイプを標準とする。ただし施設の用途・形態等により必要に応じて使い分けとする。		

No.	チェック内容	判定	適合でない場合の具体的理由 (または特記事項)
<b>13</b>	<b>塗装工事・吹付工事</b>		
(1)	塗料は水性塗料を標準とする。		
(2)	屋内では原則溶剤系塗料を使用しないこと。		
(3)	内外部の鉄面の塗装はウレタン樹脂塗装（DP）を標準とする。		
(4)	金属屋根の塗り替えはアクリルシリコン塗装またはアスファルト系塗料（ダブルコート等）を標準とする。		
(5)	屋外木部は保護塗料塗りを施すこと。（キシラデコールまたはオスモウッズステイン等を標準とする）		
(6)	屋内木部の塗装はウレタンクリア塗装を標準とする。		
(7)	外壁を打放しコンクリート生地仕上げとする場合、保護塗装（撥水材・透明塗料）を施すこと。		
(8)	コンクリート直均し床の倉庫・機械室等は床に防塵塗装を施すこと。		
(9)	吹付タイルは複層塗材E（アクリルタイル、上塗：水性ウレタン塗料）を標準とする。		
(10)	吹付タイルは原則ローラー塗りとする。		
(11)	軒裏には防水形の吹付材を使用しないこと。		
(12)	防水形の吹付タイルを使用する場合、塗膜内部に雨水が侵入しないような納まりを講ずること。		
(13)	外壁に意匠性塗材（ジョリパット等）を使用する場合、低汚染・防カビタイプとすること。		
(14)	外部及び水濡れ場等で滑りやすい箇所の床材をモルタル、石等の仕上げとする場合、防滑塗装の施工を標準とする。		
<b>14</b>	<b>内装工事</b>		
(1)	室の目的・機能に応じた内装仕上げとし、コスト・耐久性等の総合的な観点から仕上げ材料を選定する。		
(3)	壁面のボード出隅部は面木またはアングル等で保護すること。		
(4)	ボード面の異種下地部分には誘発目地を設けること。		
(5)	フローリングをコンクリート直貼りとする場合、伸縮を考慮したクリアランスを設けること。		
(6)	ボード張りとする場合、コンクリートからの湿気の影響を受けないような納まりとすること。		
(7)	水廻りの壁仕上げはキッチンパネルを標準とする。		
(8)	ビニル床タイルはホモジニアス系を標準とする。		
(9)	カーペット類は防災タイプを使用すること。		
(10)	会議室・教室等の天井は吸音材を使用すること。		
(11)	カーテンを設ける室には原則カーテンボックスまたは取付板を設けること。		
(12)	カーテンボックスは開口部より両端100mm以上の長さを確保すること。		

No.	チェック内容	判定	適合でない場合の具体的理由 (または特記事項)
<b>15</b>	<b>家具工事・サイン工事・雑工事</b>		
(1)	水廻りの化粧材にポリ合板を使用しないこと。		
(2)	水廻りのカウンターは木板としないこと。		
(3)	水廻りのカウンターの背面には水返しを設けること。		
(4)	スライド丁番を使用する場合はキャッチを設けること。		
(5)	家具天板と壁との取合い部には押縁（ヒモ打ち）を設ける等、逃げの納まりを考慮すること。		
(6)	家具内部に電気機器を収納する場合、配線用の開口を検討すること。		
(7)	サイン類は統一的なデザインとすること。		
(8)	大規模建築物は各室に室名札を設けること。		
(9)	掃除道具入れにはSUSパイプとSかんを設けること。		
(10)	床面積300㎡以上の新築工事には設計者・施工者等を記した竣工銘板を設置すること。		
<b>16</b>	<b>外構工事・舗装工事・植栽工事</b>		
(1)	タイヤ止めは再生ゴムチップ製を標準とする。		
(2)	車止めポールは夜光反射材付のものとする。		
(3)	多数の歩行者が横断する箇所のグレーチングは細目ノンスリップタイプとする。		
(4)	外部マンホール蓋は津山市章入りを標準とする。		
(5)	PCフェンス・UNフェンスのメッシュピッチは40mmを標準とする。		
(6)	PCフェンスを亜鉛メッキ製とする場合は400g亜鉛メッキ鉄線を標準とする。		
(7)	屋外に視覚障害者用誘導ブロックを設置する場合は埋込み式（ブロックタイプ又はタイル）とする。		
(8)	舗装は再生材（アスファルト合材・路盤材）を使用すること。		
(9)	浸透性舗装とする場合は暗渠排水設備を設けること。		
(10)	植栽に花木を選定する場合、開花時期のローテーションを考慮すること。		
(11)	樋の目詰まりとなるような位置に落葉樹の高木を配置しないこと。		
(12)	敷地の環境に応じた樹木の選定をすること。		

No.	チェック内容	判定	適合でない場合の具体的理由 (または特記事項)
<b>17</b>	<b>解体工事</b>		
(1)	解体建築物の軒上まで養生シートを設置すること。		
(2)	隣地等への影響が大きい場合は防音シートを設置すること。		
(3)	ブレーカーによる解体工法は極力避けること。		
(4)	地下埋設物は将来未利用敷地となる場合を除き、原則全て撤去すること。		
(5)	PCBの調査について図面に明示すること。		
(6)	残留フロンがある場合は、フロンの回収方法について図面に明示すること。		
(7)	アスベスト成形板がある場合、解体方法を図面に明示すること。		
(8)	吹付アスベストの撤去がある場合、アスベスト解体工事の仕様書を別途作成すること。		
<b>18</b>	<b>ユニバーサルデザイン関連工事</b>		
(1)	津山市人にやさしいまちづくり条例に準拠した設計とすること。		
(2)	玄関には原則段差を設けないこと。また玄関扉の前後は床に傾斜をつけないこと。		
(3)	階段の段鼻は識別がしやすいような材料選定または色分けを行うこと。		
(4)	利用者から見やすいサイン形状・デザイン・色彩計画とすること。		
(5)	弱視者に判別が付きやすい配色を考慮すること。		
(6)	引き戸の引手は大型ハンドルを標準とする。		
(7)	建物内外部に躓きやすい5cm以下の段差を原則設けないこと。		
(8)	多数の者が利用する男子便所には原則小便器用手すりを設置すること。		
(9)	多数の者が利用する大便器には手すりを設けること。		
(10)	不特定多数の者が利用する多目的便所は原則1箇所以上オストメイト対応便所とすること。		
(11)	床に勾配がある場合はノンスリップ仕上げとすること。		
(12)	不特定多数または幼児が利用する施設の仕上げや家具等の角は鋭角としないこと。		
(13)	多目的(車いす用)トイレの腰掛便器は便座に蓋を設けないこと。		
(14)	多目的(車いす用)トイレの洗浄便座は便座一体型(スイッチが便座横にあるタイプ)としないこと。		
(15)	多目的(車いす用)トイレは腰掛便器の脇に手洗い器を設けること。		
(16)	多目的(車いす用)トイレの鏡は大型タイプとすること。		
(17)	小便器は低リップ壁掛けタイプを標準とする。		

No.	チェック内容	判定	適合でない場合の具体的理由 (または特記事項)
<b>E. 電気設備</b>			
<b>1 電灯設備工事・コンセント設備工事・弱電設備工事</b>			
(1)	大規模施設の計画時には照度分布・照度計算を行うこと。		
(2)	照明器具及びランプの統一化を図ること。		
(3)	LED等の省エネ・長寿命ランプを積極的に採用すること。		
(4)	汎用性の高いランプを使用すること。		
(5)	高天井（3.5m以上）に取り付ける照明器具は原則昇降装置を設置すること。		
(6)	照明器具の取付位置はランプ交換に配慮した計画とすること。		
(7)	トイレ等常時使用しない室の照明は原則センサ式とすること。		
(8)	屋外照明は自動点滅器＋タイマスイッチによるか、人感センサタイプとする。		
(9)	照明器具に破損の恐れがある箇所（体育館、屋外倉庫等）には防護カバーを取付けること。		
(10)	プレート類は新金プレートを標準とするが、建物用途や室仕上げ等により適切なものを選定する。		
(11)	主要な室のコンセントは対角に2か所以上設けること。		
(12)	倉庫等の室内に照明スイッチを設置する場合はホタル付とする。		
(13)	自動ドアはドア付近に電源スイッチを設置すること。		
(14)	配線類は原則エコケーブルを使用すること。		
(15)	火報を設置する場合、多目的便所にも感知器を設置すること。		
(16)	将来のニーズを想定し、対応可能な機器の選定をすること。		
(17)	防火区画を貫通する部分は措置の方法、材質等を図示すること。		
<b>2 幹線設備工事・動力設備工事・受変電設備工事</b>			
(1)	盤類は指定色焼付塗装を標準とする。		
(2)	電気容量には余裕をもたせ、予備の回路を設けること。		
(3)	将来の電気の増設が容易な構造・配置計画とすること。		
(4)	屋外に設けるキュービクル・盤類は溶融亜鉛メッキ鋼板を標準とする。		
(5)	盤類の扉幅が500mm以上の場合、2.3mm以上の鋼板とすること。		
(6)	変圧器はトッランナー油入とすること。		
(7)	電源引き込み部は意匠性に留意し、配管類等が極力露出しないような計画とすること。		
(7)	キュービクルを屋外に設置する場合、幹線の距離・メンテナンス性・意匠性等を総合的に勘案した配置計画とすること。		
(8)	大規模建築物の幹線系統は原則ケーブルラック配線とする。		

No.	チェック内容	判定	適合でない場合の具体的理由 (または特記事項)
<b>M. 機械設備工事</b>			
<b>1 空調設備・換気設備工事</b>			
(1)	高天井（3.5m以上）に天井カセット型の空調器を設置する場合は原則フィルター昇降装置を取付けること。		
(2)	空調室外機は建物の意匠性を考慮した配置計画とすること。		
(3)	空調器の近くには点検口を設けること。		
(4)	寒冷地（阿波・加茂地区等）に設ける空調室外機には防雪フードを設けること。		
(5)	ウエザーカバー・ベントキャップ類はSUS製を標準とする。また意匠性に留意する場合は指定色焼付塗装とする。		
(6)	給気口・排気口には防虫網を設けること。		
(7)	天井内隠ぺい機器がある場合は近くに天井点検口を設けること。		
(8)	給気口と排気口は極力離れた配置とすること。		
(9)	24時間換気用のスイッチはカバー付とすること。		
(10)	厨房の排気フードはSUS製を標準とする。		
(11)	厨房の排気フードにはグリスフィルター・油抜き・コレクターカップを設けること。		
<b>2 給排水衛生設備工事・ガス設備工事</b>			
(1)	屋外の給水設備には凍結防止対策または水抜き弁を設けること。		
(2)	建物導入部の給水管はスリークッション配管を標準とする。		
(3)	給水バルブは全てJIS 10K仕様とする。		
(4)	スリークッション配管はネジ接合を標準とする。		
(5)	屋外の給水・ガス管経路には埋設シート・地中埋設標を設けること。		
(6)	雨水縦管の付近に排水枡を設けること。（横引き管が2m以上となる場合）		
(7)	屋外の汚水排水枡は塩ビ製小口径枡を標準とする。		
(8)	車道部となる箇所の排水枡の蓋をコンクリート製としないこと。		
(9)	屋内排水管はVP管、屋外排水管はVU管を標準とする。		
(10)	汚水枡の合流部は段差付枡とすること。		
(11)	厨房排水は耐熱管を使用すること。		
(12)	屋内の給水（土間下配管を除く）及び給湯配管はSUS管（拡管継手）を標準とする。土間下はSGP-V Dを標準とする。		
(13)	足洗い場の排水には砂ため枡を設けること。		
(14)	屋外の保温ラッキングはSUS巻、ガルバニウム鋼板巻を標準とする。		
(15)	腰掛便器の便座、和式便器はエロンゲートサイズとすること。		
(16)	幼児・児童が使用する衛生器具は取付高さを子供の高さに合わせること。		
(17)	多数の者が使用するトイレの紙巻器は2連式を標準とする。		

